

盛岡広域振興局長告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条において準用する法第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る換地計画の認可の申請を適当と決定した。

なお、法第96条において準用する法第52条の2第4項において準用する法第8条第6項の規定により、平成25年12月18日から平成26年1月24日まで関係書類を縦覧に供する。

平成25年12月17日

盛岡広域振興局長 杉原永康

土地改良事業を行う者の名称 又は氏名	地区名（工区名）	縦覧書類	縦覧場所
岩手町	横沢地区（1工区、2工区及び3工区）	当該決定に係る換地計画の写し	岩手町役場